

主な内容

- 2面 論説、公明党との懇談会開催
- 3面 当面の問題シリーズ
- 4面 税制改正大綱 主な内容
- 5面 フォーラム2022を開催
- 6面 ブロック会議報告

東京税政連

発行所 東京税理士政治連盟

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-11-1

東京税理士協同組合会館3階

電話 03(3356)4479

[URL] <https://t-zeisei.jp>

編集発行人 小倉 修
広報委員長

当機関紙は、東京税理士会会員の皆様に送付しております。

会員の皆様へ♪

小林英理子会員

(品川)



年頭所感



会長 名倉 明彦

東京税理士政治連盟

明けましておめでとうござい
います。
旧年中は税政連活動に對
し、深いご理解と協力を賜
りありがとうございました。

昨年は3年振りに定期大会
後の懇親会を開催し、お招き
した国会議員の先生方からも
好評を博しましたが、残念な
がらコロナ禍のため何かと活
動が制限された1年となりま
した。

昨年7月に行われた参議院
選挙では8名を推薦候補と
し、5名が当選しました。単
位税政連、税理士後援会の皆
様のご支援を賜りましたこと
に厚く御礼申し上げます。

さて、昨年12月23日に「令
和5年度税制改正大綱」が閣
議決定されました。本連盟で
は5月の早期陳情から一貫し
て、①インボイス制度につい
ての延期又は実務を踏まえた
柔軟な運用を行うこと、②災
害損失控除の創設、③年末調
整・確定申告の一月後ろ倒
しを重点的に要望して参りま
した。

大綱では、インボイス制度
導入に当たり中小・小規模事
業者等への負担軽減措置として、
①免税事業者が課税事業者を選択
し、納税額を売上にかかると
税額の2割に軽減する。②基準期間の
課税売上高が1億円以下である事
業者については、施行から6年間、
1万円未満の課税仕入れについ
て、インボイスが無くとも帳簿の
みで仕入税額控除を可能とする、
③事務負担を軽減する観点から、
1万円未満の少額な値引き等
については返還インボイスの
交付を不要とするとなっております。

「インボイス制度の見直し」一部実現へ

本連盟の要望とは若干異な
りますが、本連盟の要望事項
を地道に訴えてきた成果であ
ると自負しております。

また、本年の課題は何とい
っても組織の強化です。組織
率の低下に歯止めがからな
い状況が続いています。本連
盟では、各単位税政連に対し
規約の改正を呼びかけており
ますが、この規約では支部会
員が単位税政連の会員として
組織されることが規定されて
おります。現在18の単位税政
連に規約改正していただきま
したが、未だ改正されていない
単位税政連におかれまして
も引き続き検討していただき
たいと思います。

今後は東京税理士会との連
携をさらに強化し、支部長会
理事会、税理士法人協議会な
ど、税理士会の要望を実現す
るためには税政連が必要で
あることを粘り強く説明し、
組織率の向上を目指します。

本年も本連盟の活動に対す
るご支援、ご協力をよろしくお願
い申し上げます。

あけましておめでとうございます

推薦審査副会長	推薦審査副会長	総務副会長	総務副会長	副幹事長	規約改正推進特別委員長	後援会対策委員長	広報委員長	国対委員長	組織委員長	財務委員長	政策委員長	幹事長	推薦審査会長	総務会長	副会長	副会長	副会長	副会長	副会長	会長	
新居 之昌	竹田 剛志	山崎 良仁	内田 景俊	遠藤 潔	一之瀬 渉	越澤 靖久	小倉 修	大美賀 功貴	水谷 治	平野 弘道	森下 清隆	坂田 覚	野間口 嘉平	鈴木 雅博	菅原 祥元	田尻 吉正	小林 英理子	鈴木 誠	吉川 裕一	柴崎 一男	名倉 明彦

公明党との懇談会を開催

インボイス導入延期・柔軟対応を訴え

本連盟は11月24日、参議院議員会館において「公明党との懇談会を開催した。冒頭、名倉会長から、次のあいさつがあった。

先の参議院選挙において本連盟が推薦した竹谷と子議員は当選を果たし、国政の要職にも就いているので今後の活躍に期待している。また、今年は8年ぶりに税理士法が大きく改正されたが、貴党の議員のおかげでは改正に向けて尽力いただき感謝している次第で

ある。令和5年度の税制改正に關しては、開始が目前に迫っているインボイス制度がメインとなるが、今年度は同制度の延期もしくは実務を踏まえた柔軟な対応を要望している。インボイス制度に対する意見は、日ごと増えていることから、我々の要望が税制改正大綱に反映されるよう、貴党の議員には引き続き協力いただきたい。

続いて、党東京都本部代表の高木陽介衆議院議員から



このあと、森下委員長から、インボイス制度導入の延期もしくは柔軟な対応、災害損失控除の創設、欠損金の繰り戻し還付制度の拡充に関する要望説明があり、各項目に關し議員との熱心な意見交換が行われた。なお、当懇談会に参加した議員は、次のとおり。

【衆議院】高木陽介(比例東京)、岡本三成(東京12区)、河西宏一(比例東京)

【参議院】塩田博昭(比例)(敬称略・順不同)

論説

48単位税政連から報告を受けた令和4年7月1日現在の東税政の会員数は83,699名で組織率は35.3%となっている。平成24年度の会員数が93,044名だったので毎年1%程度減少している。東

組織率の現状と会員増強への一考察

京税理士会の会員数は増加しているのに東税政の会員数の減少に歯止めがかからない。

税政連活動を今後も円滑に実施していくためには人的、財政的基盤の充実を図っていく必要がある。

ところで東税政の財政状況はコロナ禍の影響で

正を行っている。改正案では当然加入を標榜し抑えられ2期連続で当期収支差額は700万円を超過し令和3年度末の当期繰越金は2779万円となっている。しかしながら、東京税理士会からの受託事業収入や機関紙の広告収入等の事業収入によって会費収入の減少を

補っている状況が変わりがなく、東京税理士会の会員数に近づいた日税政への分担金の支払いも増加しており依然として厳しい財政状況となっている。

現在、東税政では単位税政連規約の改正を求めている。令和3年度末現在で18の単位税政連が改

正を行っている。改正案では当然加入を標榜し抑えられ2期連続で当期収支差額は700万円を超過し令和3年度末の当期繰越金は2779万円となっている。しかしながら、東京税理士会からの受託事業収入や機関紙の広告収入等の事業収入によって会費収入の減少を

補っている状況が変わりがなく、東京税理士会の会員数に近づいた日税政への分担金の支払いも増加しており依然として厳しい財政状況となっている。

現在、東税政では単位税政連規約の改正を求めている。令和3年度末現在で18の単位税政連が改

考えている。税理士政治連盟からの要望が大綱に反映されるよう、党税調に働きかけたいと考えている。

このあと、森下委員長から、インボイス制度導入の延期もしくは柔軟な対応、災害損失控除の創設、欠損金の繰り戻し還付制度の拡充に関する要望説明があり、各項目に關し議員との熱心な意見交換が行われた。なお、当懇談会に参加した議員は、次のとおり。

秋、暗号資産の交換業大手「FTXトレーディング」が米連邦破産法第11章の適用を申請し、経営破綻した。負債総額は推定で100億ドルから500億ドル近くになる見通しで、過去最大級の破綻となる。暗号資産とは財産的価値を有し、銀行などの第三者を介さずにインターネット上で取引できる「データ資産」のことだ。法定通貨と相互に交換できるが、プライベートカードのような法定通貨建ての資産ではない。裏付け資産がないことなどから、利用者の需給関係などの様々な要因によって、暗号資産の価格が大きく変動する。日本の法規制に従って運営されているFTX Japanは資産超過とされるが、その資産が米国で一体的に債権者への返済に

使われる可能性があり、その場合、国内の債権者への返金が難しくなる▼確定申告の無料相談会場で相談を受けていて感じるのは、ここ数年で、株式や暗号資産など金融資産の確定申告が激増したことだ。政府が掲げる「貯蓄から投資へ」というスローガンが浸透した結果と言えよう。岸田政権の肝いり政策である資産所得倍増プランでは、NISA Aについて、5年間で口座数を3400万口座、投資額を56兆円に倍増する目標を掲げる。NISA制度の恒久化と非課税で保有できる期間を無期限とする▼投資は自己判断、金融商品は自己責任が前提と言われるが、金融知識が乏しいと、今後も投資被害が増えるだろう。政府は国民に投資を推奨するだけでなく、その裏付けとなる「金融リテラシー」を身に付けられるよう、より一層の配慮が必要

「税政連サポート募金」にご協力をお願いします

本連盟は、国民のための税理士制度及び租税制度を確立するために必要な政治活動を行っています。税政連へのご協力をお願いいたします。※募金用の郵便振込用紙を挟み込んでおります。

Support 2023 1口 5,000円

税政連 サポート募金ご協力をお願いします。

「税政連サポート募金」は政治資金規正法の関係上、個人の税理士の方を対象としております。法人にお勤めの方がお振込をされる場合は個人名をご記入下さいますようお願い申し上げます。また、個人の方についても日本国籍を有する方に限らせていただきます。(規正法第21条、第22条の5)

この保険(主契約)は、税理士の過失がなければ納付を免れることができた「多く払い過ぎた本税」「還付が受けられなかった本税」を主に対象としています。

うっかりミスなど

1. 税法上の選択誤りや届出失念
2. 優遇措置の適用失念
3. 一般に修正が認められるケースでの更正請求の期限徒過

依頼者に損害を与えた場合に、賠償が可能であることが職業専門家としての要件とも言われています。専門家責任を果たすための一つの手段として、加入をおすすめしています。

保険契約者(団体契約) 日本税理士会連合会

税理士事務所と関与先を守る安心の補償

税理士職業賠償責任保険 加入のおすすめ

お問合せ先 (株)日税連保険サービス
〒141-0032 東京都品川区大崎 1-11-8 日本税理士会館5階
電話 0120-320-912 FAX 03-5435-0907

ホームページ [ぜひいほけん](#) 検索

www.zeirishi-hoken.co.jp

社員税理士が行う 税務支援における 謝金の現状と課題

「当面の問題」
シリーズ
143

I はじめに

確定申告期になると無料税務相談など税務支援が各地で行われ、受任した会員には税理士会や支部から謝金が支払われる。

社員税理士が税務支援に従事した場合、謝金は税理士法人に支払われ、個人で受任することは認められていないからである。

II 税務支援の概要と義務規定

(1) 趣旨
税務支援は、総ての納税者の納税義務が適正に実現できるように、税理士の社会貢献として税務援助及び税務指導を実施し、それにより納税者の利便性の向上に資するとともに、税理士制度の維持・発展を図るものである。

税務援助は納税義務が生じながらも税理士報酬を支払う資力が乏しい小規模納税者に対するもの、税務指導は増加する年金受給者の申告等への対応など小規模納税者以外の納税者で税理士等の関与がない者に対するものである。

III 社員の競争禁止規定

税理士法人の社員は、自己若しくは第三者のためにその税理士法人の業務の範囲に属する業務を行ってはならないとされており、他の社員の承諾の有無に関わらず、税理士法人の定款に定める業務の範囲に属する業務を行うことはできない。

その理由は、①税理士法人への依頼者の保護は社員人の守秘義務によって保護さ

IV 税務支援における税理士業務と競争禁止規定

しかしながら、社員税理士が行う業務支援にも競争禁止が適用されるのは、少し違和感を覚える。この点を趣旨解釈の観点から整理してみたい。

税務支援の対象者は税理士等の関与のない小規模納税者及び税務指導を必要とする給与所得者や年金受給者であり、これらの者に對する謝金という問題も生じない。

以上のことを踏まえ、社員税理士が従事すると、税務支援が法人との競争に該当するのは極めて少ないと考えられる。一方で、税務支援を個人で受任することも許容される余地があるのではないだろうか。

V おわりに

社員税理士による税務支援の謝金と役員賞与の損金不算入については過去からくすぶっている問題である。謝金を税理士法人の収益として完了すればよい、との意見もあるかもしれないが、報酬とは異なるため、従事者へ還元するのが筋であろう。

また、税務支援における税理士業務は原則無償である。その対象者は税理士法人等の関与がない小規模納税者等であることからすると、競争を禁止する理由の一つである税理士法人に對象者に関する事業上の秘密が存在し、利益衝突が生じるとは考えにくい。

次に委嘱者保護の観点はどうだろうか。例えば、確定申告期における無料税務相談(受託業務)では、税理士会員は納税者に対し氏名や事務所等を明らかにすることなく従事している。電子申告では税務支援用IDを使用して代理送信し、税理士名欄は無料相談や支部名が入力される。つまり、従事者の情報を何ら与えないのであるから、納税者サイドからは相手方の立場が法人の社員税理士なのか、個人の税理士なのかの曖昧になるという問題も生じない。

【参考文献】

・坂田純一「新版実践税理士法」中央経済社
・税務支援制度ガイドライン(五訂版)

ずっと安心するために、マイナンバーも電子申告も 達人シリーズ!



自由に組み合わせOK!

導入品目数に応じてソフトを割引サービス!

- 6品目以上導入 ▶ 6%OFF
- 8品目以上導入 ▶ 8%OFF
- 10品目以上導入 ▶ 10%OFF

※ソフト保守料・電話サポート込

お客様に満足いただいている理由の第1位は、「カンタンで使いやすい!」こと。「価格の安さ」で「達人」に乗り換えていただいたお客様から、「使いやすい」に高い評価をいただいています。

東京税理士会データ通信協同組合 Tel: 03-3341-0260 URL: http://tokyo.zenkoku-data.net E-mail: eigyou@tokyodata.or.jp

税制改正要望フォーラム2022開催

国会議員を招き議論を展開

11月28日、本連盟は東京税理士会と共催で「税制改正要望フォーラム2022」を衆議院第一議員会館にて開催した。

今回で7回目を迎えるこのフォーラムの目的は、「令和5年度税制改正の動向について」をテーマに、令和5年度の税制改正に関する要望の説明と国会議員を交えてのパネルディスカッションを行い、意見交換を通じて要望の実現を図ることである。

今回は、本連盟の新木昭治政策副委員長の司会で行い、本連盟の鈴木誠副会長が司会を務めた。

長井の開会のあいさつに続き、東京会の中牧秀夫事務理事から次のとおりあいさつがあった。

11月に入り、いよいよ税制改正の議論が与野党で繰り広げられているが、我々税理士が懸念していることは、やはりインボイス制度の導入に際してである。同制度の実施まで一年を切り、中小企業において混乱の無いようスムーズな導入が望まれるところである。新聞等の報道では、制度導入に対し諸々の施策が講じられることだが、議員の先生方からそれに関する



パネリストの面々

話は何えればと思っっている。議員の皆様においては、本日のフォーラムを通じて税制改正に関する理解を一層深め、中小企業への利便を図っていただきたいと考えている。

◇ ◇ ◇

次に第一部では、本連盟の森下清隆政策委員長から、日税政の「令和5年度税制改正に関する建議・概要」を基に、適格請求書等保存方式の導入時期を延長するか、中小企業の実務を踏まえた柔軟な運用を行うこと、消費税の非課税取引の範囲を見直すこと、基礎的な控除のあり方の方角の見直しなどに関する説明があった。

矢ノ目忠調査研究部長
東京税政連
菅原祥元副会長
【コーディネーター】
東京税政連
森下清隆政策委員長
パネルディスカッションでは、主にインボイス制度の導入について討議された。



会場全景

ず一つめは事務負担に与える影響である。これは少額取引の問題であるが、金額を3万円未満とした理由は、元々現行の消費税法に少額取引として、3万円未満の場合、帳簿の記載があれば、請求書等の保存がなくてもよいと規定されていること

前からの言及していたことは、マイナンバーカードを利用すれば軽減税率ではなく給付付き税額控除に対応できるということである。最近、皆さんはイメージが湧くようになってきているようであるが、マイナンバーカードを利用することで、生活保護を受けている人や子育て世代の人たちなど、ある程度ターゲットを絞って給付できる。税金でやらなくても給付で対応できるといことが現在のテクノロジーであり、これについてはどこかの時点で検討する必要があると考えている。

最後に坂田幹事長から、本連盟の活動報告があり、予定していた内容を全て終了した。

なお、今回の開催にあたり本連盟では、新型コロナウイルス感染症拡大防止策として、参加者全員のマスクの着用と間隔を開けての着席を励行した。

【パネリスト】
衆議院議員
平 将明氏(自民党)
岡本三成氏(公明党)
土田 慎氏(自民党)
東京会



平将明氏

これに関し矢ノ目調査研究部長から次の説明があった。日税連・日税政で取りまとめた要望書では3つの問題点を指摘している。まずは、軽減税率率について、次にインボイス制度の中身そのものについて、最後は運用面についてである。この3つの内容が混在して制度を分りにくいものになっているが、そもそも軽減税率については、いま一度議論する必要があると考えている。一方で、軽減税率を導入するのであればインボイス制度の導入もやむなしであるが、やはり中小零細事業者に対する問題点が大きいと考えている。



岡本三成氏

統一して菅原副会長から、インボイス制度に関して、国策において財政の中核の税制、税制の中の消費税の項目と小さく見られがちであるが、我が国の経済にとって非常に大きな問題であると認識されたいとの説明があった。



土田慎氏

これらの説明を受け、土田議員から次の説明があった。インボイス制度については、次の3項目を検討する必要があると考えている。



矢ノ目忠氏

最後に坂田幹事長から、本連盟の活動報告があり、予定していた内容を全て終了した。

なお、今回の開催にあたり本連盟では、新型コロナウイルス感染症拡大防止策として、参加者全員のマスクの着用と間隔を開けての着席を励行した。



菅原祥元氏

次の世代につなげていきたいもの
それは 税理士どうしの助け合い

日本税理士共済会の「災害見舞金制度」は、弊会の各種保険制度・年金制度に加入されている皆様にご負担いただいている制度運営費の一部を、見舞金の原資としております。一人ひとりのやさしい心の寄り添いが、大きな助け合いの輪となっています。ぜひとも皆様のご加入を賜りますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

日本税理士共済会 理事長 江本 英仁 (関東信託税理士会 会長)



1月下旬に届く共済会からのお知らせを是非ご覧ください。

おしどり保障
個人年金



にちげいきょうさい
日本税理士共済会
〒141-0032 東京都品川区大崎1丁目11番8号 日本税理士会館5F

TEL 03-5740-0321

http://www.zeirishikyosai.com

日本税理士共済会は、公益財団法人日本税務研究センターが運営する「日税研通信ゼミ」を支援しています。

ブロック別単位税政連会議を開催

単位税政連の現況などについて意見交換

本連盟は、単位税政連の会長・幹事長及び支部長の参加のもと、ブロック別単位税政連会議を開催した。

この会議は、都内の衆議院小選挙区の区割りに準じて48の単位税政連を3つのグループに分け、3回にわたり開催するものである。

令和4年度の開催日及び開催場所は次のとおり。

グループ1 12月2日
グループ2 12月7日
グループ3 12月8日

(会場はグループ1と2が全理連ビル、グループ3が衆議院第一議員会館)

会議の冒頭、名倉会長が

「次のあいさつがあった。各単位税政連の会長をはじめとする役員の方々には、先般の税制改正勉強会や税制改正要望フォーラムに参加協力いただき感謝申し上げます。年明けの月には、合同セミナーを開催する予定で、こちらも参加いただきたい。

本連盟では、令和5年度税制改正に関し、通常の一斉陳情に先立ち5月と8月に早期陳情を実施した。これに続き10月には一斉陳情を実施し、多くの国会議員に対し要望を訴えてきた。主な要望項目は、①インボイス制度導入に関し、延

期又は実務を踏まえた柔軟な対応、②災害損失控除の創設、③年末調整・確定申告期間の1ヶ月後ろ倒しである。特にインボイス制度については、このところ新聞各紙では、免税事業者からの仕入割合に関し、8割控除を3年間延期と報じられているが、期間を設けるのではなく当分の間続けることを、引き続き強く要望したいと考えている。

また、この数年の課題である組織率の低下であるが、依然30%となっていることから、引き続き各単位税政連においては、税政連の活動成果などを支部会員

に伝え、一人でも多く税政連に加入するよう努められたい。本連盟も東京会と連携して組織率向上に向けて施策を講じ尽力することとしている。

◇ ◇ ◇

続く会議の議事は、東税政からの報告として、令和4年の主な活動、単位税政連の規約改正、令和5年度税制改正に関する要望及び衆議院選挙区の区割りに関する対応について執行部から説明・報告があった。

次に各単位税政連及び後援会との意見交換があり、単位税政連からは、詳細な活動報告、規約改正及び会



12月2日全理連ビルにて



12月8日衆議院第一議員会館にて

東京税理士会・東京税理士政治連盟共催

合同セミナーのご案内

日時 令和5年2月10日(金) 午後2時～4時40分
会場 衆議院第一議員会館 地下1階 大会議室
参加費 無料

構成 (第1部) 基調講演
テーマ 調整中
講演者 越智隆雄氏(衆議院議員 自由民主党)

(第2部) パネルディスカッション
テーマ 「令和5年度税制改正大綱を読む」
パネリスト 国会議員 3名を予定
矢ノ目 忠氏(東京税理士会 調査研究部長)
菅原 祥元氏(東京税理士政治連盟 副会長)

コーディネーター 森下 清隆氏(東京税理士政治連盟 政策委員長)

定員 50名(※受講の際には入館証が必要となるため、必ず事前に申し込んでください。)

申込方法 「東京税理士界」1月1日号案内版掲載の申込用紙に必要事項をご記入うえ、1月25日(水)までにお申し込み下さい。

※マスク着用の上ご来場下さい。当日、体調のすぐれない方は、ご来場をお控え下さい。
※研修カードを当日ご持参ください。
※後援者、パネリストは諸事情により変更となることがあります。

【問合せ先】東京税理士政治連盟事務局 TEL03(3356)4479



小田原潔議員

員増強に向けての方策やインボイス制度の導入に関する意見が寄せられ、熱心な討議が行われた。

なお、12月8日の会議の開催に協力を仰いだ小田原潔衆議院議員(自民党)があいさつのため来場した。

◇ 会員増強表彰

ブロック会議では、前年度の会員数より増員となった単位税政連に対し、その功労を称えるため、会員増強表彰を行っている。

今回表彰された単位税政連は、次のとおり。

芝、品川、雪谷、玉川、王子、足立、西新井、江戸川北、江東西、日野(町田、武蔵府中(以上、12税政連))。

足立税政連



足立税政連



品川税政連



西新井税政連



雪谷税政連

税理士とその関与先のために

50th 日税グループ
NICHIZEI GROUP

株式会社 日税ビジネスサービス

株式会社 日税不動産情報センター

株式会社 共栄会保険代行

株式会社 日税サービス

株式会社 日税経営情報センター

株式会社 日税信託

謹賀新年

本年も宜しくお願いいたします

税理士界一筋おかげさまで50周年

「税理士とその関与先のために」

この経営理念のもと、日税グループは創業以来、各種商品やサービスをワンストップで提供してまいりました。



令和3年9月26日の多摩川ナイチャーマラソンにエントリーしていたところ、コロナの影響を受け翌年4月24日に延期された。

税繁期を跨ぐことになり、十分な準備ができるのか不安ではあったが、7回目のウルトラマラソン参加を決意した。大田区の沼部近くの多摩川河川敷をスタートし、多摩川沿いを北上、昭島市で折り返すコースだ。コース上に信号機のないウルトラマラソンとして知られ、ネイチャーの愛称の由縁ともなっている。しかし、十分な練習には

程遠く、満足いく結果は得られなかった。夏場には、走行中の転倒による膝の裂傷、他の競技での足首捻挫と2回、故障に見舞われ、9月半ばまでは本格的なトレーニングができないまま、東京レガシーハーフマラソンに参加した。この大会は、10月16日初開催の国立競技場を発着点として都心を駆け巡る。参加者は2万人とハーフほどは人気大会となり、ほぼ中位でゴールインし、令和4年はこの2レースのみで終了。今後にも弛まぬ鍛錬によってレースに参加し続けたいと願っている。

柴田 博壽 (雪谷)

私のスナック

コロナよりの延期されて開催されたオリンピック2020東京大会で、金メダルを獲得したボクシングフエザイ級の入江選手や体操個人総合の橋本選手、新競技スケートボード女子ストリートの西矢選手、銀メダルだったもののバスケット女子の活躍などに一喜一憂した昨年の夏から、26年ぶりの日本一となったオリックスや投打の二刀流で世間

R4・10・31 松原仁後援会総会



R4・11・17 石原伸晃後援会定期総会



R4・12・22 辻清人後援会国政報告会



を沸かした秋も終わり。11月8日には皆既月食と442年ぶりという天王星食の天体ショー、ワールドカップ2022カタール大会で日本勢は、強豪ドイツ、スペインに勝利した。冬へと季節が進み一年も終わろうとしている。私事では、コロナによ

ほのぼの喫茶室(景気上昇のウサギ年?)

構成/菅乃廣 画/ながさわとろ

税理士後援会の活動

東税政ホームページにアクセスしてください！
ホームページには本連盟の情報が満載です。是非アクセスして下さい。

東京税政連 検索



最近若い人たちの活躍に注目している。野球、サッカー、スノーボード、将棋など、それぞれの分野で活躍する彼らは皆、才能に溢れていることは勿論だが、好きなことを楽しむことが、深く追求することに時間を惜しまない。そういう姿が見る者

【編集点描】
か。その形状素材は直径15mm純銀台地で日輪と桜花は純金箔、退会したら返還しなればならず、着用できるのは税理士であるときだけ。返還後は溶解されてしまいます。私たちが運命を共にする健康で偉い会員たちを。 (蒲田・銭坪)

選んでよかった! JDL

令和3年分の確定申告では多くの事務所が効果を実感!

今度の確定申告は「JDL AI」で。

1時間以上かかっていた100枚超の医療費領収証の集計が5分で完了!
税理士事務所(先生1名/職員6名)

事務所全体で800時間もの残業を削減。職員もその効果を実感しています。
税理士法人H事務所(先生3名/職員24名)

医療費や寄附金の関連書類からデータを自動生成!
AI-OCR 確定申告入力システム™

入力業務を大幅削減!

事務所にいながら30分でよく分かる! もちろん無料!
JDLの「AI-OCR」をWebデモンストレーションで体感!
お申込みはこちら JDL AI 検索

明けまして
おめでとうございます

お健やかに新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

今年の干支は兔です。兔は、その跳び跳ねる姿から「飛躍の象徴」と言われているそうです。皆様にとつてこの一年が、更なる飛躍の一年になりますよう祈念いたします。

さて、昨年度の税理士法改正により、我々税理士業界もいよいよCT化に向けて動き出しました。業務内容も大きな変革の時期を迎えております。本組合といたしましても、皆さまに貢献できるような事業開拓に力を入れておりますので、引き続き組合事業をご活用いただければ幸いです。

本組合は、本年も組合創立の基本理念「相互扶助の精神」で、組合員及び準会員の皆さまの業務支援と福祉の向上を図ると同時に、税理士業界の更なる発展の一助となるよう、執行部一丸となって努めて参る所存です。皆さまには、変わらぬご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和五年元旦

東京税理士協同組合 理事長 小久保 隆

他役員一同



ご利用ください!

「東税協直営売店」

ご利用の際は、組合員証・準会員証をご提示ください

1

一部の商品を除き
定価の**10%割引**

2

1回のお買い上げ金額10%割引後
5,000円以上送料無料

特別優待券ご利用の場合は、差し引き前金額が5,000円以上で送料無料となります。

3

代金後払いサービス

組合員・準会員特別優待券をご利用いただけます。ホームページ・FAXにてご注文ください。

<お申込み・お問い合わせ>

東京税理士協同組合直営売店 (TEL・FAXは下記をご覧ください)

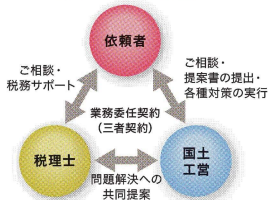
直営売店などで使用できる**2022年度**の組合員・準会員特別優待券及び新規加入優待券の**有効期限は2023年6月30日**です。有効にご活用ください。

株式会社国土工営 関与先の相続・事業承継をサポート

「株式会社国土工営」は、税理士と国土工営がそれぞれの専門知識と技術を持ち寄り問題の解決にあたる「トリネテシステム」を通じ、クライアント様の大切な資産・事業をお守りします。

お客様・税理士・(株)国土工営の三者契約方式を「トリネテシステム」と呼び、商標登録しています。

(トリネテシステム)



株式会社 国土工営 〒162-0814 東京都新宿区新小川町6番36号 S&Sビル2階
TEL: 03-5227-3601 FAX: 03-5227-3604
http://www.kokudokouei.co.jp



レクサスは時代を先取りし、新たな驚きを創造することをクルマづくりの信念としています。



DESIGN

アグレッシブな個性と美しいプロポーションを併せ持つレクサスのデザイン。

SAFETY

人・クルマ・交通環境の「三位一体の取り組み」とともに実際の事故から学び、改善を繰り返す「実安全の追求」の推進から生まれた予防安全システム。

CRAFTSMANSHIP

レクサスの最高の知見とスキルの集大成であり驚きと感動の体験を創造する上で不可欠な要素が「匠」の技。

OMOTENASHI

24時間365日対応する専用コールセンターなどレクサスオーナーだけが利用できるスペシャリティサービス。

東京税理士協同組合 組合員および準会員の皆様へ 提携特別ご優待

レクサスご購入時に特典をご用意しております。詳しくは下記までお問合せください。特典は東京圏内のレクサス店舗に限りです。お問合せ先 レクサス東京 070-7497-9163(担当:三関)

東京圏内のレクサス店舗および販売店へお問い合わせください。 https://www.lexus.jp



東京税理士協同組合 <https://www.tozeikyo.or.jp>

組合事務局

〒151-0051
東京都渋谷区千駄ヶ谷5-11-1
東京税理士協同組合会館
TEL 03(5363)2011(代) FAX 03(5363)2008



直営売店

〒151-0051
東京都渋谷区千駄ヶ谷5-10-6
東京税理士会館1階
TEL 03(3354)6141(代) FAX 03(3354)6446

